

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学部教育)

○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標

主として初等教育教員の養成に関する社会的要請に応えるべく、深い人間理解と豊かな学識を備えた教員を養成する。

教養教育については、「教育者としての使命感と教育愛に支えられた豊かな教養を培う教育」と捉え、専門教育と対置せず、それと有機的連携を図ることを基本とする。

我が国・地域の歴史・文化の十分な理解、対人関係形成能力、異文化理解及び外国語コミュニケーション能力の育成を図る。このため、特に協定校である米国アイオワ大学及び中国ハルビン師範大学等における定期的な語学研修機会を確保する。

情報リテラシー教育を重視し、このための条件整備を進める。

その他、生涯学習社会を見据えた健康スポーツ等を中心とした体験的な学び、環境問題などの社会の多様な問題を積極的に受け止める学際的な学びを重視する。

○卒業後の進路等に関する具体的目標

教員養成の目的大学として『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）を実施し、教員採用試験の合格率を高めることにより、全国トップレベルの教員就職率の維持を目指して、さらなる向上に努める。

また、全教員採用者中の本学卒業生の割合の目標を定め、中期目標期間中の達成に努める。

上記を含め、「教員就職率向上のための総合的戦略」（仮称）を平成16年度中にとりまとめ、計画的に実施する。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

大学における教育の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。

このため、関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、卒業生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。

(大学院教育)

○教育目標、養成すべき人材、学生が身につけるべき能力等に関する具体的目標

現職教員の資質向上と高度な実践的指導力を有する教員の養成に対する社会的ニーズに応えるため、適切な規模の学生に対し、質的に充実した内容の研修指導を実施する。

現職教員については、専修免許の取得に加え、各人の研修課題の解決に資するとともに、学校教育の現場に復帰した後に、様々な教育課題に対応できる高度な実践的指

導力を養成する。このため、教育に関する臨床研究に基づく研究指導を通じ、理論と実践のバランスのとれた能力の育成を図る。課程の修了要件については、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える方式の導入についても検討する。

また、現職教員以外の学生で、教員志望の学生については、教員としての基本的資質能力を踏まえ、初等中等教育の場において創造的な教育・研究に取り組む力量と、高度な実践的指導力を養成する。身につけるべき能力の目標としては現職教員を対象とする場合に準ずるため、附属学校等における臨床的研究を重視する。

○修了後の進路等に関する具体的目標

現職教員については、学校教育の現場に復帰した後、修得した専門的な知識と実践力により高い評価を受け、中核的・指導的役割を果たすことを目標とする。

現職教員以外の学生については、修得した専門的な知識と実践力により、希望者の大多数が教職に就くことを目標とする。このため、「教員養成における大学院の役割と総合的な対策」を平成16年度中にまとめ、逐次実施していく。

○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

大学院における研究指導の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で教育研究の質の向上を図る。

このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、修了生、同窓生を含め、教育の成果・効果に関するアンケート調査を実施する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

入学志願者に対する充実した説明会の開催やホームページの整備などによりアドミッション・ポリシーの普及を図るとともに、選抜方法の不断の見直しを図る。

入学者選抜方法の調査研究・開発の促進とそのためのアドミッション・オフィス機能を持つセンターの必要性について検討する。

以上のほか、学部については、高等学校訪問・進学相談等を積極的に実施するとともに、いわゆるAO入試について検討する。

大学院については、教員の研究テーマ・研究室紹介・研究シーズなどの情報公開をさらに充実させる。

また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進める。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

臨床に関わる科目を一定単位必修とする。

他大学との連携・協力の円滑な推進にも配慮し、基本的なカリキュラムの構造のシンプル化について検討する。

教師としてのキャリア開発を促進し、プロフェッショナルな教職意識をもった人材を育成するため、附属学校の活用を含む『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）の具体的計画を策定し、中期目標期間中に定着させる。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

少人数授業、ゼミナール、実験・演習の多様化・充実を図り、教育効果を高める。マルチメディアを活用した教材作成、授業支援システムを導入し、中期目標期間中の定着を図る。

授業科目の開設に当たって、学生の科目選択の幅の確保に十分配慮する。

学生による授業評価の一層の充実を図ることにより、授業内容・方法等の改善に努める。

特に地理的・時間的制約の多い現職教員を対象とした遠隔授業システムの構築計画を平成16年度中に策定し、中期目標期間中の定着を目指す。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

履修科目・習得科目を適切に評価する方法に関し、G P A (Grade Point Average) システムの導入を検討し、平成16年度中に具体的方策を策定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

学生の意見を採り入れながら、シラバス掲載図書をはじめとする学習用図書、マルチメディアコーナーの充実等積極的に改善を図り、活用を促進する。

また、学内の情報機器利用環境の整備を進めつつ、社会の趨勢を踏まえ、学生の全員がノートパソコンを所持することについても検討する。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策（ファカルティ・ディベロップメント等）

学生による授業評価及び教員の自己評価の充実・促進を図る。

教育・研究指導の質の改善につながる明確な評価が行えるよう各授業、各学生・院生に対する教育・研究指導の責任体制を教員単位で明確にする。

公開授業や授業研究会等の教員が相互評価する方策を検討・実施し、一層の授業改善に努める。

○全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

社会的なニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力、情報化等への学内

外対応のためのインターフェイス機能充実の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター、障害児教育実践センター、心理教育相談室のあり方を平成16年度中に見直すとともに、情報基盤センターについて、発展的改組を視野に入れて充実を図る。

○学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項

大学院生については、全学的に柔軟な指導体制を確立することとし、年度途中の指導教員の変更も可能とする。

特に大学院における現職教員研修について、教育委員会派遣教員対象の充実に加え、教員のバックグラウンドの多様性に応じた1年制や、地理的・時間的制約を超えた研修が可能となる遠隔授業システムとこれを活用した履修制度の導入など、現職教員研修の重要性に応じた新しいシステムについて総合的に検討し、平成16年度から具体的検討に着手する。

また、現職教員を対象とする大学院については、近隣の大学との連携による設置形態の可能性についても検討する。

附属学校については、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプと位置づけ、附属学校の教育の充実と大学における教員養成、現職教員研修の双方にメリットのあるような緊密なパートナーシップを築く。このための具体的方策について検討し、平成16年度中に実現可能なものから実施に着手する。

また、より質の高い教員の養成を目的に、多様な履修形態・学習システムについての検討を進める。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

教育相談窓口の充実、TA、オフィスアワーの充実を図るとともに、チュートリアルシステムの導入等についても検討する。

『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）の実施・推進の一環として、定期的なキャリアカウンセリングの実施について検討する。

○生活相談・就職支援等に関する具体的方策

生活相談、就職支援を総合的に実施する学生支援室を設置し、関係情報の収集、分析、提供、相談機能の強化・充実を図る。

卒業生・修了生に関する名簿の整備を計画的に進めるとともに、大学の情報システムの積極的活用を図り、大学情報の提供等のアフターケアの充実に努める。

○経済的支援に関する具体的方策

授業料減免措置の確保に努めるとともに、各種奨学金の受給機会を確保・拡充するため、関連情報の収集・提供に努める。また、学生宿舎、国際学生宿舎等、学生の居住環境の整備のあり方、及びキャンパスライフの利便性を向上させる福利厚生事業のあり方について、総合的に検討し、計画的に対策を講ずる。

○社会人・留学生等に対する配慮

教育委員会派遣教員をはじめ、社会人・世帯向け宿舎の生活環境整備を図る。

また、国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性

現職教員と教育・研究指導を通して連携しうるといふ本学の特色を生かしながら『学校』、『教師－教育内容・教育方法－子ども』、『学び』という教育現場の実際を踏まえた研究として、教育に関する臨床研究を推進する。この教育に関する臨床研究は、児童・生徒を前にした教育臨床と、この臨床を支える目的を持った基礎的・開発的・応用的研究の総体とする。その実現に向けて以下の取組を行う。

教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく大学院博士課程について可能性等の検討を行う。

○大学として重点的に取り組む領域

現職教員と教育・研究指導を通して連携しうるといふ本学の特色を生かしながら、学校教育現場と協力し、子ども達の日常的な観察・分析から、望ましい学校教育のあり方について総合的に探究し、子ども達の学習活動に直接フィードバックできる開発研究に重点を置く。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

教育に関する臨床研究を、学校の教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、その成果を教員養成カリキュラムや学校教育現場における教育実践に還元する。このため、附属学校での教育実践や研究会を活用した機会の設定や、出版・講演・講習会等の対外事業に対する支援策を講ずる。

学校教育に関する総合的・中核的な人材養成機関として、新たな教員養成カリキュラムを研究し、他の教員養成大学・学部等の活用に資することを目指す。

この際、学部・大学院6年一貫の教員養成に関する研究など、学部学生を主な対象とする教員養成と、現職教員に対する研修を融合したカリキュラム研究も推進する。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。

このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置に関する具体的方策

大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。従来の組織にとらわれない柔軟な教育研究組織を基本に、教育・研究指導、研究等、機能や目的に応じ、学生をはじめとする関係者への分かり易さにも配慮する。

○研究資金の配分システムに関する具体的方策

研究を教育・研究指導との関連で評価し、その結果を研究資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

教材開発など、教員養成に関連した特許等の創出の可能性、奨励策について検討する。

知的財産の取扱いに関する方針を平成16年度中に策定するとともに、学内教職員を対象とする講演会の計画的開催など、啓発に努める。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

大学における研究の成果・効果を学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけ、相互のフィードバックの中で研究の質の向上を図る。

このため、教員の任命権者である教育委員会をはじめとする関係機関、学校教育現場の関係者との緊密な意見交換の場を設けるとともに、他の教員養成大学教員も含めたシンポジウム等の開催を計画的に行う。

評価及び評価結果の反映については、各教員の改善努力を基本としつつ、研究資金配分への適切な反映を図る。

○全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

社会的な研究ニーズの吸い上げ、他大学・他機関等との連携・協力等、学内外対応のためのインターフェイス機能の充実・発展の観点から、学校教育総合研究センター、実技教育研究指導センター等のあり方の検討を進め、平成16年度中に見直す。

○学部・研究科等の研究実施体制等に関する特記事項

附属学校教員を含め、所属する教育研究組織にとらわれずに実施する教育実践に関する共同研究に助成し、その成果を大学院の教育プログラムとして活用するプロジェクト研究の事業効果を高める方向で一層充実させる。

附属学校とのパートナーシップの確立を第一に、小学校・中学校・高等学校等の学校現場、他大学、他機関、地域との研究上の連携協力を進める。

附属図書館における学術情報収集・保存、提供機能を電子図書館的機能の向上を含め、強化する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

○地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

大学に対する地域のニーズの的確な把握、地域貢献事業の企画・実施、連絡調整等、地域社会等との連携・協力を推進するため地域連携推進室の機能等の充実を図る。

地域の学校教員に対する学校コンサルテーション事業を組織的かつ積極的に推進する。

地域の学術・医療・福祉・文化振興の期待を集める新潟県立看護大学との連携を進めるため、教育プログラムの相互支援など、具体的推進策についての合意を平成16年度中に形成する。

大学施設（図書館、体育施設等）の地域開放を積極的に進め、このために必要な施設設備の整備を進める。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

教育をめぐる産学官連携の推進を進める、そのための連携のあり方や社会と時代が求める人材等に関する調査研究を進め、『変化に対応できる教員を養成するキャリア開発プログラム』（仮称）に反映する。

○地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

本学の知的・人的・物的資源（教員、図書館等）を通して、新潟県立看護大学との連携及び協力を進める。

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

本学が教員養成大学として、英語教育強化の重要性、アジア等の異文化理解の重要性を踏まえ、特色の一層の伸長が期待できる分野、対象国、事業を精選して推進するための方針を平成16年度中に策定する。

国際交流推進後援会と連携し、国際交流推進室における留学生の学習、生活支援に関する機能・事業の充実を図る。また、協定校のハルビン師範大学からの受入れをはじめ、留学生の受入れを積極的に進め、中期目標期間中、留学生受入数の増加を目指す。

併せて、学生のニーズも踏まえ、英語圏への留学機会の確保と、キャンパスの国際化を進め、これからの教育的人材に求められる国際的資質の育成を図る。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

協定校との学生交流を積極的に奨励・推進する。

「現職教員の研修プログラム」や、「教育実習プログラム」等を通じた国際貢献の可能性について検討する。

この際、JICA等の国際貢献に実績のある機関・団体との連携を考慮する。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

○大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

大学と教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の最も太いパイプとし、附属学校を位置づける。これに則り、附属学校側の教育実践と、大学側の教員養成・教員研修の双方にメリットを生むような緊密なパートナーシップを築く。

そのため、附属学校の特色を生かした教育課程開発や活動・単元開発から臨床応用までの教育研究を企画実施し、研究と実践を結びつけた「アクションリサーチ」を導入する。

大学と附属学校の互恵的なアクションリサーチ推進のため、大学教員による附属学校の授業担当、附属学校教員による大学授業への参画、大学院・学部学生による授業協力や子どもたちとの交流を推進する。また、このための具体的形態、教育課程上の位置づけ、大学と附属学校間で相互に守るべきルール等について、平成16年度中に検討し、逐次実施する。

○学校運営の改善に関する具体的方策

大学と附属学校の緊密なパートナーシップの下、先進的な教育研究を通して、公立学校への貢献を一層拡充する。そのため附属学校を、大学の地域貢献のインターフェイスとして明確に位置づける。

各附属学校長のリーダーシップの下に、学校運営に関する自己点検・評価を行い、それに基づいて改善のための具体的方策を立てて実行する。

学校評議員制度を活用し、学校評議員の意見を学校運営に適切に反映させることにより、附属学校の教育と研究の活性化を図る。

附属学校における子どもの安全確保のための危機管理対策を十分に講ずる。

○附属学校の教育実践等に関する具体的方策

これからの時代にふさわしい幼稚園教育及び小・中学校教育のあり方を理論と実践の両側面から大学と共同で研究するとともに、一人ひとりの子どもに立脚した教育課程及び指導法を開発し、その成果を公開、発信するモデル校として、地域や子どものニーズに即した教育実践に取り組む。

附属学校の設置目的を踏まえつつ、各校園における教育目標は次のとおりとする。

〈幼稚園〉

豊かな森に囲まれた広々とした自然を生かし、遊びを中心とした環境を構成し、明るく楽しく、のびのびと健康的に過ごせる園生活を展開する。「太陽・土・水の大好きな子どもたち」をスローガンとし、「元気な子ども・やさしい子ども・考える子ども」を目標に、環境を通して行う幼稚園教育の具現を図っていく。こうした教育を通して、豊かな心とたくましさを備えた、心身ともにすこやかな子どもの育成を目指す。

〈小学校〉

体験・活動を重視し、学習内容と結びつけた「知の総合化」を図る教育課程を編成する。総合単元活動、総合教科活動、心の活動といった子どもの発達に即した独自の教育活動を設定して、目標とする「生き生きとした子ども」が育つ学校の具現を図っていく。生き生きと学び、主体的に活動する教育実践を通して、自主性、社会性、創造性豊かな、心身ともに健全な子どもの育成を目指す。

〈中学校〉

自分を知るとともに、現代の諸課題の解決に立ち向かえるような確かな学力と豊かな知的好奇心・実践力を育む学びの総合化を図る。総合的な学習（当校ではグローバルセミナー）の実践成果を基に、必修教科及び選択教科と総合的な学習の関連を密にした教育課程を編成し実践する。「確かな学力、響く歌声、あふれる探求心」を目標に教育活動を展開することにより、民主的社会の発展に寄与する、人間性豊かな、たくましい子どもの育成を目指す。

○附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

附属学校の設置目的を踏まえできる限り多様な子どもによる学級編制を進める。その際、連絡入学を基本に据えながらも、より望ましいあり方について、現在の方法の見直しを含めて検討する。

○公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

公立学校との人事交流による附属学校教員については、県教育委員会との円滑な人事交流を図りつつ、その教育活動を通して、教育研究法の修得及び指導法の修得、研究発表能力の向上等について、体系的な教職員研修の一環として位置づけられるような対応を検討する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する学部等運営に関する具体的方策

法令に基づく運営組織について、設置趣旨に沿った適切な運用を図る。

大学運営については、学問の自由とそれに由来する大学の自治の趣旨を踏まえつつ、教職員一体の運営を基本とし、単科大学としてのメリットを最大限に生かせるよう、各種委員会の審議事項や構成員の見直しを図り、効果的・機動的な運営を図る。

学長が健全なリーダーシップを発揮できるよう、教職員の提案、意見開陳の機会を確保する適切なシステムを構築する。

○全学的視点での戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

大学の理念・目的を最適に実現する教員組織を編成理念とし、できるだけ弾力的な組織にして、大学全体で教員人事を行う。

教育・研究指導、地域貢献等を全学的に評価、資金の配分に反映させ、競争的環境の醸成に努める。

○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
法令、経営を含む大学運営の専門家の登用を検討し、教育委員会等との人事交流についても検討する。

○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的措置
教員養成、現職教員のパワーアップと、各大学の機能の補完又は充実に資するよう、近隣の教員養成大学・学部との連携協力を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置するとともに、学長補佐体制を強化し、学長のリーダーシップの下に、柔軟かつ機動的に教育研究組織の編成・見直しができるようなシステムとする。

○教育研究組織の見直しの方向性
学部、研究科、附属学校については、現状を維持する。
大学院の専攻・コース・分野等について、研究指導の内容等に応じ、より適切な教員配置の観点から、平成16年度中に検討を行い、平成17年度以降、必要に応じて内容・名称等の変更や新設を実施する。
現職教員を対象とする大学院については、近隣の大学と連合・連携による設置の可能性についても検討する。
教育に関する臨床研究の推進とその成果を踏まえ、新たな理念に基づく大学院博士課程について可能性等の検討を行う。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
教員人事では、シンプルで明確な基準によって管理し、その基準は公開を原則とし、公開しうる業績等のデータによって評価する。研究業績によって基準を定め、教育・研究指導の実績を重視した評価を行うことを基本とし、具体的な評価基準を平成16年度中に定める。

また、事務系職員の評価については、企画立案、管理・運営、学生サービス、研究支援等の職種に応じ、「業績評価・目標管理」など、民間の手法を参考に、適切に実施する。

○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
学校現場における教育経験を有する者の全教員中に占める割合を高めるため、その促進策を平成16年度中に検討する。
現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用する制度を構築する。採用された教員は、臨床教育研究のプロジェクトチームの一員として、共同研究を実施し、学部の授業を分担する。

○教員の流動性向上に関する具体的方策

現職教員や指導主事等を任期制により教員に採用できるよう都道府県教育委員会等と協議を行う。

教員採用は、従来どおり公募制を基本とする。

○外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

外国人・女性教員採用に関する検討を組織的に行い、その促進を図る。

○事務系職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。

大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。

○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

教員に対する評価結果を給与、研究費、サバティカル等に反映させる。また、事務系職員についても適切な評価を行い、給与等に反映させる。

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

各種業務の集中化・電子化等により、事務処理の簡素化・効率化を図る。

費用対効果の観点から可能なものについてアウトソーシングを積極的に進める。

企画・管理部門、教育研究支援組織の機能分化を図る。

事務組織・職員配置の再編、合理化を図る。

(学生へのサービス部門、人事・給与・共済関係業務、契約・維持管理等関係事務部門、広報・外部資金担当部門の一元化等)

○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

新規職員採用試験については、近隣大学との共同実施とするほか、業務の効率化の観点から可能なものについてはできる限り共同業務処理の方向で調整する。

事務情報化を推進（他大学等との連携・協力を含む。）する。

○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

学生等居住施設管理運営業務、大学会館の学生生活支援サービス業務、情報処理に関するメンテナンス、給与計算処理、旅費事務処理業務等のアウトソーシングを検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

大学の経営戦略について、情報収集、社会的ニーズの調査・分析、企画立案する組織を学長の下に設置し、外部資金獲得のための情報収集、普及・研修などの啓発業務を実施する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

地方公共団体等からの委託業務、地方公共団体等への研修プログラムの提供、遠隔授業教材販売、大学の教育サービスや学内駐車場利用料徴収等、公開講座等の拡充、大学施設利用の有料化等を総合的に検討し、実施する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

各種請負契約の包括化、電子計算機システムのリース契約の一本化、光熱水量節約に関するキャンペーン、ペーパーレスの一層の促進、各種業務の外注化、受益者負担を徹底する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

既存資産の地域社会への開放など、積極的活用を推進する。
学内駐車場利用の有料化などを検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

本学の教育研究等の活動を、学校教育現場との知的・人的資源のダイナミックな循環の中に位置づけて、自己点検・評価を実施する。具体的には、評価の視点を見直し、在学生、卒業生、教育委員会、地域住民等からの意見・要望や、修士研究発表会等の反応に対する実現・改善度を評価の視点に加えるなどにより、自己点検・評価の改善を図る。

○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

評価結果を大学運営の改善に活用するため、点検・評価に基づく改善計画を策定するとともに定期的なフォローアップを実施するシステムを確立する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

効率的・効果的な情報公開・提供・開示の前提として、本学保有情報を含め、各種関係情報を収集・整理し、データベース化を進め、提供していく。

国民への説明責任を果たすために本学が発信すべき情報を整理し、趣旨・目的に応じた発信媒体を適切に選定する。

本学としてのU I (University Identity) を確立するとともに、本学のイメージ向上と学生確保のための戦略的・魅力的な広報のあり方についての基本方針を策定し、平

成16年度から逐次実現する。

情報公開、広報媒体として重要度が増すホームページを魅力的なものに構築するため、外注などの新しい取組も視野に入れる。

ホームページ、冊子等の広報媒体の効果等について、評価システムを確立し、不断にコンテンツ及び提供方法の改善を図る。

大学における教育・研究活動を広報することを目的として出版・講演を積極的に援助する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

教育研究系施設については、これまで実施した改革に伴う施設再配置計画を踏まえ、IT関連施設・設備、自学自習の場の確保、教育研究単位の集中化等、懸案事項の解決に向けて改善整備の推進に努める。

学生ニーズや教育・研究動向を踏まえた施設マネジメントの基本方針を検討する。

附属図書館、附属学校、学生宿舎、大学会館等の支援系施設については、学生支援の充実、国際交流、地域貢献の推進の観点から整備の推進に努め、必要に応じ管理形態の見直しを行う。

基幹・環境については、開かれた大学として、防災・防犯対策、バリアフリー対策等に配慮するとともに、保存緑地を生かしたアメニティ空間の整備・維持に努める。

耐震性能の低い建物、老朽化した施設については、年次計画による改修整備の推進に努める。

○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策

施設利用を固定化せず、原則的に共用化することによって、効率的・効果的な利用を図る。

教育研究活動等に関する目標に沿って全学的な見地から施設の点検評価を行うとともに、利用施設の再配置について検討する。

施設の劣化度、管理状況等を恒常的に把握するとともに、各年毎の維持保全経費を確保し、安全対策、省エネ対策及びプリメンテナンスを基本として、効果的な維持管理に努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

教職員に対する本学安全衛生管理規定に基づく啓蒙及び研修を実施する。

学生及び教職員を対象とする健康診断を実施するとともに、健康保持増進のための措置を講ずる。

保健管理センターにおける心身の健康相談を充実する。

実験研究環境等を一元管理する体制を整え、安全管理を徹底する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

学生及び職員に対する災害発生防止対策、災害発生原因の調査及び再発防止対策を講ずる。

学生及び附属学校の幼児・児童・生徒への安全教育を徹底する。

防災訓練を実施する。

Ⅵ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

9億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡する計画

山屋敷地区の土地の一部（新潟県上越市山屋敷町1番地、130㎡）を譲渡する。

Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 151	施設整備費補助金（151）

（注1）金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注2）小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

2 人事に関する計画

- ・ 大学の理念・目的を最適に実現するため、できるだけ弾力的な教員組織を作るとともに、教員人事においては大学全体で行う。
- ・ 柔軟で多様な人事制度を構築するとともに教員の流動性を向上させるため、現職教員や指導主事等を一定の任期を付して教員に採用する制度を構築し、都道府県教育委員会等と協議を行う。
- ・ 事務系職員の志気向上を図りながら、民間からの採用を含め、法人経営に関する能力がある者の採用や、アウトソーシング、教育委員会との人事交流等を進める。
また、大学運営を教職員一体で担うに十分な能力・適性を有する事務系職員の養成のため、大学内外での研修を充実する。

（参考） 中期目標期間中の人件費総額見込み 18,116百万円（退職手当は除く）

3 中期目標期間を超える債務負担

予定なし。

4 災害復旧に関する計画

平成16年10月に発生した新潟県中越地震により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	20,191
施設整備費補助金	151
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	90
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	4,951
授業料及入学金検定料収入	4,393
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	558
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	145
長期借入金収入	0
計	25,528
支出	
業務費	25,142
教育研究経費	18,773
診療経費	0
一般管理費	6,369
施設整備費	151
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	145
長期借入金償還金	90
計	25,528

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額18,116百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人上越教育大学役員退職手当規程及び同職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

- 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
H (y - 1) は直前の事業年度における H (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。(C (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。(C (x) は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。E (y - 1) は直前の事業年度における E (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。
- ⑧「附属学校教育研究経費」：附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。C (y - 1) は直前の事業年度における C (y)。
- ⑨「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度における D (y)。
- ⑩「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑪「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑫「その他収入」：検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

運営費交付金 = A (y) + B (y)

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = C(y) + D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) C(y) = \{C(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - C(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + C(x)$$

$$(2) D(y) = D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) E(y) = E(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) F(y) = F(y)$$

$$(5) G(y) = G(y)$$

C(y) : 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。

D(y) : 附属施設等経費(⑨)を対象。

E(y) : 教育等施設基盤経費(④)を対象。

F(y) : 特別教育研究経費(⑩)を対象。

G(y) : 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑫)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = H(y) + I(y)$$

$$(1) H(y) = H(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) I(y) = I(y)$$

H(y) : 一般管理費(①)を対象。

I(y) : 特殊要因経費(⑪)を対象。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の収入実績を勘案し試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

注) 業務費については、17年度以降は16年度の支出予定額を踏まえ効率化を図ることとし試算した支出予定額を計上している。

注) 施設整備費については、17年度以降は16年度と同額として試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	24,979
經常費用	24,978
業務費	22,735
教育研究経費	3,691
診療経費	0
受託研究費等	17
役員人件費	311
教員人件費	13,814
職員人件費	4,902
一般管理費	2,090
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	153
臨時損失	1
収入の部	24,979
經常収益	24,978
運営費交付金	19,728
授業料収益	3,545
入学金収益	699
検定料収益	150
附属病院収益	0
受託研究等収益	17
寄附金収益	128
財務収益	0
雑益	558
資産見返運営費交付金等戻入	102
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	51
臨時利益	1
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業費は含まない。

注) 受託研究等収益は、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の構成国立大学法人間における協定に基づく受託事業収益は含まない。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	25,568
業務活動による支出	24,823
投資活動による支出	615
財務活動による支出	90
次期中期目標期間への繰越金	40
資金収入	25,568
業務活動による収入	25,287
運営費交付金による収入	20,191
授業料及入学金検定料による収入	4,393
附属病院収入	0
受託研究等収入	17
寄付金収入	128
その他の収入	558
投資活動による収入	241
施設費による収入	241
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	40

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金にかかる国からの承継見込額40百万円を含む。

別表（収容定員）

平成 16 年 度	学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野640人)
	学校教育研究科	600人 (うち修士課程 600人)
平成 17 年 度	学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野640人)
	学校教育研究科	600人 (うち修士課程 600人)
平成 18 年 度	学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野640人)
	学校教育研究科	600人 (うち修士課程 600人)
平成 19 年 度	学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野640人)
	学校教育研究科	600人 (うち修士課程 600人)
平成 20 年 度	学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野640人)
	学校教育研究科	600人 (うち修士課程 550人 専門職学位課程 50人)
平成 21 年 度	学校教育学部	640人 (うち教員養成に係る分野640人)
	学校教育研究科	600人 (うち修士課程 500人 専門職学位課程 100人)